

令和 8 年 4 月

保護者のみなさま

島本町立第四小学校
校長 吉田 一春

島本町立小学校における携帯電話等の取扱いについて(お知らせ)

平素は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきましては、平成30年6月18日(月)朝の登校時間帯に発生した、大阪府北部地震や相次ぐ非常変災、さらには登下校中の児童・生徒が犯罪被害に遭う事案が全国で発生していること等に対応すべく、児童・生徒の安全を確認・確保する観点から、登下校に限り、児童・生徒が携帯電話等を所持することができるよう、これまでの原則学校への「持ち込み禁止」の方針を「一部解除」することとし、それに伴って、島本町として携帯電話等の取扱いに関するガイドラインを策定しておりましたが、ガイドライン改訂に伴い、GPS 端末等についても携帯電話と同様の扱いとすることになりましたので、お知らせいたします。

(※ミマモルメで申請している IC タグについては、面談の必要ありません。)

基本的な考え方(小学校では一部改訂)は、次に示す通りです。

【基本的な考え方】

- ・原則、学習に不要なものは、校内に持ち込まない(従前通り)。
- ・登下校に携帯電話等を持たせるか否かは保護者の判断。
- ・登校した後は、携帯電話等の電源を切る。
- ・校内での携帯電話等の保管は、自己責任とする。
- ・校内での破損・紛失・盗難等に関して、学校は責任を負わない。
- ・携帯電話等の使用及びマナーに関する責任は保護者が負う。

登下校に関して、児童の通学は徒歩圏内であり、登下校中は安全ボランティアさんや地域の方々の見守りがあります。また、一斉メール配信や登下校時配信メール(有料オプション)の環境も整備しています。

つきましては、上記の「基本的な考え方」をご理解の上、ご判断いただくようお願いいたします。その上で、災害発生時や犯罪に巻き込まれた(巻き込まれそうな)際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として、保護者の責任のもと、登下校中の子どもに携帯電話、GPS 端末等を所持させたい場合は、以下の手順にしたがって、手続きをお願いいたします。

【手続き】

- ① お子さまの携帯電話等の所持を希望される方は、お子様を通じて担任までご連絡ください。
学校から、「学校における携帯電話等の取扱いに関する同意書及びガイドライン」をお子様を通じてお渡しいたします。
- ② 同意書をご記入いただき、お子様を通じて担任まで提出をお願いします。なお、同意確認書の内容につきましては、お子様にご家庭で共有をお願いします。※面談後は卒業まで有効。
- ③ 学校から、受領確認をお伝えします。提出翌日より携帯電話等の所持ができます。

保護者の皆様

島本町立第四小学校
校長 川口 直樹

島本町立第四小学校における携帯電話・GPS 端末等の取扱いに関する同意確認書の提出について

平素は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきましてお知らせいたします。災害発生時や犯罪に巻き込まれた(巻き込まれそうな)際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として、保護者の責任のもと、登下校中の子どもに携帯電話及び GPS 端末等（ミマモルメ IC タグは除く）を所持させたい場合は、本同意確認書に必要事項を記入して、担任にご提出ください。

※「携帯電話等」・・・GPS 端末等も携帯電話と同様の扱いとします。

島本町立第四小学校 様

令和 年 月 日

島本町立第四小学校における携帯電話・GPS 端末等の取扱いに関する同意確認書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、登下校中の子どもに携帯電話等（GPS 端末も含む）を所持させたいので同意書を提出します。

【所持を希望するものに○を記入】 携帯電話 GPS 端末（備考）
<同意事項> 同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてのチェックボックスへのチェック（✓）をお願いいたします。全ての項目に同意いただけない場合は登下校中に携帯電話等を所持することはできません。

同意確認事項		保護者	児童生徒
		✓	✓
1	登下校中は、携帯電話等をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話等を使いません。		
2	校内ではかばんの中に入れ、学校の指示があるとき以外は携帯電話等を使いません。		
3	携帯電話等の所持について学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話等を預かり、保護者に返却する、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。		
4	災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話等への連絡はしません。		
5	携帯電話等の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり適切に管理します。		
6	使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。		
7	フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。		
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。		
9	携帯電話・GPS 端末等の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。		

年 組 番

児童名

保護者氏名

印